

生活困窮者自立支援法と生活保護法改正の概要

指定都市サミット in 神戸
(H25.5.29)資料 3-2 を一部修正

1 生活困窮者自立支援法

事業の種類	内 容	補助負担率
必須事業	自立相談支援	3/4 (負担金)
	住居確保給付金	
任意事業	就労準備支援	2/3 (補助金)
	一時生活支援	
	家計相談支援	1/2 (補助金)
	学習援助その他自立促進事業	

【施行期日】 平成27年4月1日

2 生活保護法改正

1 就労による自立の促進

- 保護からの脱却を促すための給付金の創設

2 健康・生活面等に着目した支援

- 健康の保持・増進、生計状況の適切な把握を受給者の責務として位置づけ(※)

3 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限拡大(就労活動等を調査事項に追加、官公署の回答義務を創設)
- 罰則の引上げ、不正受給に係る返還金の上乗せ
- 必要な限度で要保護者、扶養義務者等へ報告を求める

4 医療扶助の適正化

- 指定(取消)要件の明確化、指定の更新制の導入
- 医療機関から受給者へ後発医薬品の使用促進(※)
- 国(地方厚生局)による医療機関への直接指導

【施行期日】 平成26年7月1日(一部(※)平成26年1月1日)

＜第183回国会政府提出案からの修正点＞

- ・保護申請に係る取扱いは現行と変わらない旨を明確化
- ・施行期日の変更(3か月後ろ倒し)